

## 平成30年 第11回 三朝町教育委員会 臨時会 議事録

開 会 日	平成30年12月13日(木曜日)
開 催 場 所	三朝町役場 第1会議室
出 席 者	西田寛司教育長 芦田準子委員、中前雄一郎委員、大丸満壽委員、塩谷俊樹委員
欠 席 者	なし
説明等の出席者	藤井教育総務課長、佐々木社会教育課長、平井指導主事、角田教育総務課長補佐
報 告 事 項	平成30年度三朝町ふるさと絵画コンクール審査結果について【別冊】
議 事 項	なし
協 議 事 項	小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助について 小学校統合にかかる放課後児童対策について
そ の 他	

### 会 議 の 内 容

- 1 開 会  
教育長 午後4時25分  
平成30年第11回臨時会を開会します。
- 2 前回議事録  
の承認 前回の議事録の承認ですが、芦田委員、中前委員に確認いただき承認されました。
- 3 議事録署名委員  
の指名 本日の議事録署名委員は、中前委員、大丸委員を指名いたします。
- 4 報告事項  
教育長 報告事項に入る前に少しお時間をいただいて、会議規則8条では午前9時から午後5時までの会議時間が設定されており、それを超過する場合は必要に応じて会議に諮って、時間の延長や変更が出来るという規定になっております。本日は協議内容が重要な事項ですので、若干時間を延長させていただきたいと思いますが、皆さんのご予定はいかがでしょうか。何時くらいまでであれば可能でしょうか。  
教育委員 何時でも大丈夫です。  
教育委員 午後6時30分には次の予定があります。  
教育長 そうしますと午後6時頃を目標に遅くともその頃に終了するという事で、午後4時30分から午後6時という事で開催させていただくという事でよろしいでしょうか。  
各教育委員 (異議なし)  
教育長 そうしますと午後6時までを予定として会議を開きたいと思います。それでは4番の報告事項に入らせていただきます。報告事項は事務局から1件ございますのでお願いします。  
事務局 ふるさと絵画コンクールの審査結果を報告いたします。応募点数は全45点、審査会を12月5日に開催し審査委員はご覧のとおりでございます。(資料により説明)  
作品につきましては次のページから載せております。これにつきまして

は、かがやく子どもフェスティバルで展示しますとともに表彰いたしますので、是非原画をご覧いただきたいと思います。

教育長

ふるさと絵画コンクールについて報告させていただきました。なにかご質問があればお願いしたいと思います。

各教育委員

(意見等なし)

教育長

よろしいでしょうか。特に無いようですので次に参りたいと思います。

## 5 議 事

教育長

5番目の議事ですが、本日は議事がございませんので、6番の協議事項に入りたいと思います。

## 6 協議事項

教育長

小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助について

小学校統合にかかる通学方法及び通学費補助について、事務局より説明をお願いします。

事務局

小学校統合にかかる通学方法については事務局で色々と検討した結果をまとめておりますので、ご説明させていただきます。

まず、検討経過と課題について、これまで通学方法については統合準備委員会等で基本的な考え方が協議されてきましたが、いざ実施の検討において課題が浮き彫りとなっております。

当初、検討していたスクールバスの導入については、中部圏域でスクールバスを受託しているバス会社への聞き取りでは、運転手の人員確保が困難であり、また導入には多額の委託費が発生する事となります。また、路線バスを本来使っていた児童の利用者がスクールバスを使うとなると、路線バスの利用が減少する事になりますので、便数が減少する可能性もございます。これにより路線バス維持のために町が負担するバス運行対策費補助金の増額が想定されます。スクールバスを導入するメリット以上に路線バス維持のためのデメリットが多く生じる事が明らかであり、本町におきましてはスクールバスの実施は困難であると見込んでおります。

2番目については、スクールバスと路線バスの併用ですが、東小と南小付近までスクールバスを運行し、各学校近くから自宅までの間を路線バス等の利用とした場合も検討いたしました。前段でも出ました検討結果により、スクールバスの対応可能な事業者が現実的にいないという事から、困難であると見込んでおります。

続いて路線バスの利用については、公共交通の維持も考慮しますと、路線バスを利用した通学方法が考えられますが、現在の遠距離通学費補助金制度では東小学校及び南小学校から2km以内の児童については、通学費の負担増となる事が想定されております。

小学校の通学方法別の想定される経費については表のとおりでございます。全線スクールバスの場合、路線バスの場合、東小、南小からのスクールバスの利用の場合、このくらいのコストが掛かる事が想定されております。

費用面については、本町が実施している小学校遠距離通学補助金の通学距離が2km以上の児童を対象としております。小学生児童保護者に支援した補助金は1,540,000円であり、本町に交付される特別交付税の対象が、昨年度、小学生児童保護者に支援した補助金のうち、通学距離が4km以上の児童保護者に支援した金額812,000円の約8割とされておりますので、650,000円が交付されると推計されます。

教育委員会事務局としての提案ですが、上記の検討結果を踏まえ、事務局としてはスクールバスの代わりに路線バスの利用を提案いたします。現状とその実施に伴う課題につきましては以下のとおりでございます。

まず路線別の乗車児童数の見込みについては、各路線における児童の乗車数と乗車区間を一覧にしております。三徳方面については現在 32 名、小鹿方面が 39 名、三朝線については 31 名を見込んでおります。合わせまして、106 名の三徳・小鹿・三朝方面の児童を路線バスで送るという事になります。小河内線については平成 31 年 4 月 1 日の時点で 11 名、木地山方面については 20 名、上西谷の方面については 13 名を予定しております。

現行の運行ダイヤと改正ダイヤの案でございます。バス会社より運転手の人員確保等の面から増便は困難であるという回答をいただいております。現在、登下校ともダイヤの調整をバス会社と行っております。

登校時につきましては、現在、三徳方面、小鹿方面、それから三朝車庫発の 3 便が、最大 106 名の児童を運ぶにあたり、始業時間に間に合うダイヤで運行しております。そのうち三朝車庫発の 7 時 29 分については 5 分程度遅らせるような調整を現在バス会社の方に提案しております。実光、木地山、上西谷については現行の便で始業時間に間に合うダイヤとしておりますので、これに乗っていただいて登校いただくという事にしております。

下校時につきましては、皆様ご承知のとおり学年により異なる下校時間となっておりますので、そちらに合わせた調整が必要となります。低学年の 1・2 年生については 5 校時で下校しますので、15 時 15 分、中学年につきましては 6 校時から帰りの会、場合によっては放課後活動もございますが、帰りの会で 16 時 05 分、高学年については 6 校時、それから放課後活動がございますので、遅くとも 16 時 30 分には下校するという時間となっております。これを踏まえて、帰りの便についてバス会社とダイヤ改正の調整を行っております。学校とも打ち合わせをしておりますが、バスの時間に合わせたの下校時間、そちらも調整を図っておりますが、現在バス会社から提案されている改正ダイヤ（案）は以下のとおりでございます。こちらについては三徳・小鹿線についてバス会社から提案をいただいておりますが、竹田方面については、現在まだ調整中という事で提案を待っているところでございます。三徳方面については、上段が現在の帰りのダイヤでございます。13 時台、14 時台、15 時台、16 時 53 分と三徳行きの便がございますが、16 時から 16 時 30 分の間の三徳行きのダイヤ、いわゆる片柴まで行くダイヤがございますので、こちらを入れ替えて調整させていただきまして、15 時 30 分台と、16 時 20 分台、それから 17 時前の台という事で、三徳方面の便のダイヤ改正を図る予定としております。小鹿方面につきましては、神倉行きが 14 時 57 分と 15 時 21 分という便でございますので、15 時台の神倉行きのダイヤを確保するために入れ替えを行いまして、バス会社からいただいた提案としては 15 時 26 分神倉行きの便を確保する、併せまして 14 時 26 分の便についても、神倉便を調整するというところで話が進んでいるところでございます。4 ページ目については下校時の運行時刻別の乗車人数でございます。先ほどの校時終了時間と併せまして 1・2 年生、3・4 年生、5・6 年生について、改正ダイヤの便にどれだけの人数が乗るかというところでございます。これについては帰りの便も児童全て乗車のうえ、学童クラブなり、各方面に帰れると想定しております。

最後に通学別の想定経費でございます。全線スクールバスで対応する場合の初期投資、ランニングコストについて記載をしておりますし、路線バスを利用した場合の、現在の町の補助制度を活用した場合、また、改正を加えた場合についての額を記載しております。

事務局

最後の部分の通学方法別の想定経費でありますけれども、教育委員会事務局といたしましては、下から 2 番目にある定期券購入全額補助というような事で進めたいというように考えておりますので申し添えます。

教育長  
事務局 改正というのはそこですか。  
現行制度との改正部分については、先ほど申し上げました定期券購入の場合には、全額補助というように改正をしようと考えております。

教育長 ただいま通学方法について説明がありました。経費についての説明もありました。皆さんでご質問があればお願いしたいと思います。

教育委員 最初に4ページの1番下の路線バス利用のところ、4,100,000円、6,900,000円等について、もう少し詳しく教えてもらえますか。例えば桜ヶ丘の子であればどうかというような事で教えてください。

教育長  
事務局 事務局お願いします。  
まず4,100,000円は現行制度ですので、定期券の購入の有無にかかわらず2kmの部分は差し引いて補助金をお出しします。真ん中の定期券全額補助につきましては、先ほど桜ヶ丘の方とありましたので例で言いますと、桜ヶ丘の方が定期券を購入して通学をされる場合は、定期購入金額に対して全額を補助しますので、保護者の負担は無いというような事でございます。ちなみに最後の定期券無償配布は通学方法に関わらず、児童の皆さんに定期券を購入し配布した場合という事でございます。

教育委員  
事務局 6,900,000円と9,000,000円の差は例えばどんな事がありますか。  
6,900,000円と9,000,000円の差は、定期券購入全額補助の6,900,000円は、現在、定期券を購入されていない方は定期券購入なしという事で試算をしておりますし、例えば南小学校の2km圏内に住んでおられる方は、全額定期を購入されるとした場合の試算をしております。

教育委員  
事務局 それは上の場合ですか、2番目の場合ですか。  
6,900,000円の場合です。  
今の現行制度をもう一度おさらいしますと、定期券を買った人については定期券相当分を補助している、大きな意味で。定期券を買っていない人は16円/kmで補助している、という2つをセットで運用しているという事です。  
それでこの定期券全額補助というのは、全員が定期券で通うとした前提なのか、そうでないのかという事が1つと、今までの16円/kmはどうなりますかという説明をしてもらわないと、比較しにくいですね。もう一度説明してください。

事務局 現行制度は先ほど教育長が申し上げました、定期券購入者には定期券購入に掛かる費用と、購入されない方は16円/kmで計算した額、ただし2kmという部分については控除させていただいております。2番目の定期券購入全額補助の場合は、定期券を購入された方は定期券に掛かる費用を補助いたしますが、先ほど申しました2km控除は撤廃して、定期券購入全額を補助します。3番目の定期券無料配布は通学方法に関わらず、町の方で定期券を全部購入して、それぞれの児童に配布しますので、中には定期券を使われない方もおられるかもしれませんし、その辺りは全員の方に配布するというような考え方で経費の算定です。

教育委員 要は使われないという事は、大瀬に住んでいる人にも支給しますよという事ですか。

事務局 定期券無料配布は、基本的には通学距離2km以内の小学生は徒歩通学圏内ですので、その方々については無償配布の対象から除外してあります。

教育委員 2km以上だけれども、今まで2kmまでは控除していたからそこは補助していなかったけれども、無償配布はそこを込みで配布しますという事ですか。

事務局 大きく言うとそうなります。  
教育長 少し補足してもらえますか。16円/kmのところの話の2kmはどうなりますか。その説明が足りないので、定期券は2km控除を無くして全額補助しますという話ではありませんか。

教育委員  
教育長  
事務局  
2 kmを超える人については2 km控除は無しという事ですね。  
そうです。それで16 円/kmはどうですかという、そこをお願いします。  
もう一度説明させてください。  
通学補助に関しては、基本的には2 km以遠を対象として考えています。現行は2 km以遠の児童に定期券を買っても買わなくても2 kmを控除した額を補助しています。真ん中は、定期券を買われた方は2 kmに掛かる経費も全て補助をします。一番下につきましては（話の途中）

教育委員  
だからその2 番目のところで今までしていた2 kmの、定期を買わなくても16 円/km払っていたものを（控除を）無しにするという事ですよ。今の現行の定期券を買わない人に対しては16 円/km払っていたものが、2 番目の6,900,000 円の部分では、控除無しになりますよ、という事ですよ。

教育長  
教育委員  
それというが、2 kmを控除しないという（話の途中）  
今バスの定期券を買えばその何%かが返ってくるというシステムなんですよ。今、定期券を買わない子に対しては16 円/km補助しますという補助制度なんです。それで今、事務局が説明されたのは、この2 番目の定期を購入した場合には全額補償するけれども、定期を買わない人についてはというところの説明をされないといけないのかなと思ひまして。

教育長  
教育委員  
その部分の説明が不足しているということですね。  
ごめんなさい。それで3 番目の説明をされそうでしたので、その部分を説明いただきたいと思ひまして。すみません。

事務局  
2 番目の部分につきましては、定期券を購入されない方につきましては、現行制度と同じ通学距離から2 kmを引いたところでの補助を考えております。

教育長  
ですから、16 円/kmの場合は2 km控除をします、定期券の場合は全額です、2 km控除はなしというのが真ん中ですよという事ですね。  
それで3 番目は、要は全ての人に定期券を支給するという事ですから全額補助して、2 km以内は徒歩ですからバス通学の対象になりませんから、通学方法がバスの方に限って全て定期券を配ると、全額補助という事ですよ、結果としては。

教育委員  
バス通学をする人には定期をこちらから買って提供するという事ですよ、分かりました。

教育委員  
今、定期をあえて買わないというのは回数券か何かを使用しているという事ですよ。

事務局  
実際の通学に関して回数券で通っておられるか、現金なのかは把握していませんけれども、本年度の補助申請状況をみますと、小学生の児童の約45%が定期券を購入しています。ですから残りの方は先ほど申されたように回数券か何かで登校はされますけれども、下校につきましては学童クラブですとか、スポ少等の関係で、定期券の購入まではしておられない方もいらっしゃると思ひしています。

教育委員  
そうすると、例えば児童が16 円/kmで通っていたとしますよね、帰りはスポ少か迎えなのかは別として。でも、定期券を全部出してもらえのなら貰っておけ、ということにはなりませんか。今は回数券で通っているけれども、2 km控除とか色々あるのであれば、初めから定期が必要ですよと言ってしまうのではないかと思ひますが、いかがですか。

教育長  
今の制度で言うと、定期券を購入したという証明を付けて申請するという手続きをしてもらっていますから、定期券のコピーが無い限りは全額補助とはなりません。

事務局  
アンケートを取らせていただいて、その中にも路線バスで通わせたいけれども集落に1人しか子どもが居ないですとか、少し特性があり保護者が車で

送った方が安全だというご家庭もございまして、そういったことも考慮すると16円/kmは残しておいた方が良いのかなというところもありまして、全てが全てバスで通うご家庭ではないのかなというのが、アンケート結果から考慮すべき事項だと思いました。

教育委員

そういう事であればなおさら16円/kmの人にも、2km控除とか言わずに補助しますよと言ってはいけないのですか。そういう理由があるからという事であれば、そういう人の権利も尊重してあげなければいけないのではないかと思います。

教育長  
事務局

そのあたりの理由があれば説明をお願いします。

制度設計にあたり、元々は通学に掛かる経費という部分で定期券を買った場合に、今の補助制度でいきますと、毎月2kmに相当する2,800円は保護者負担となります。その定期券を購入する費用に対しては全額補助で対応しましょうというのが、まず1番に考えた事です。2番目につきましては、町全体の路線バス維持も考えなければいけないと思ひまして、路線バスを利用いただきたいというような事もあり、定期券を購入すると全額補助ですけれども、購入しない場合は、2kmという部分については保護者の負担でお願いしますというような考え方をしております。

教育委員

定期券を買ったら路線バスのお客さんではなくなってしまうという考え方ですか。

教育委員

定期券を「買わなければ」ではないですか。

教育委員

いえ、16円/km払うのであれば路線バスのお客さんだけでも、定期券を買った時点でお客さんではなくなるという考え方ですか。

教育長

逆ではないでしょうか。定期券を買ったらバスのお客さんだけでも、16円/kmはバスのお客さんではないのかという事ですよね。

路線バスに乗るかもしれませぬし、自家用車かもしれませぬし、その辺の考え方は推測ですが、路線バスを維持するための奨励金として、バスの定期券を買われる人には奨励金的に出そうという事で、制度としては今までの2km控除と何ら、通学補助としての考え方は変わっていない。ただ路線バスを使っただけなので、公共バスを守るために奨励金が上乘せされると考えた方が良いでしょう。根拠は定期券を買っているから路線バスでしょうと。お金を払った人については必ずしもバスを使ってくれるという確信は無いので、そこは補助し難いという考え方だと思いますけど、今、言われるのは、この際全部補助してはどうかという事ですよね。

教育委員

そうです。個人が、例えば自分や家族に皆と同様に出来ない理由があったとして、そうだからお金を余分に払うという事であれば、何かおかしいなと思うので、皆、同じように補助してもらえるのであれば良いのかなと思います。ですので2km控除を取り払って補助しますという方が良いでしょう。

教育委員

ということは今、言われているのは、定期券を買う人には全額補助して、それ以外の方には、今2kmの部分については出していなかった部分を、2kmについても16円/km出してください。そういう制度にしてはどうですかというお話ですよね。

教育委員

そうです。

教育長

ただし、徒歩の2km圏内の方は対象外ですよという事もおさえておかないといけません。

教育委員

バスで通わないといけないという範囲の児童についての話、という理解でよろしいですよ。

教育長

そうですね。2km以遠の児童についての話です。その辺りは色々と協議をされたと思いますが、今の考え方、真ん中の案はどういう事で検討されたの

か、もう少し説明してもらえればと思います。

事務局

事務局としまして、先ほど委員さんがおっしゃるように、まずはバスの通学範囲の方々に対して、バスに乗らない方も2 km以内の16 円/kmについては補助する方が良いのかなという事で協議をいたしました。先ほど教育長も申しましたとおり、路線バスの維持というような観点からいきますと、やはり定期券を買って路線バスを利用していただく方に補助の増額をすべきではないかという事と、今、保護者の方で負担が無い方に対して費用負担が生じる部分については、やはり負担増にならないように、というような事で、先ほど申しました定期券を購入されない方に対しては2 kmは控除した方が、という協議をいたしました。

教育委員

心配されるのは、初めから自家用車で送迎される選択をされた方にはそんなに金は出さなくて良いと思います。しかし回数券で、例えば水木金は回数券で通わせるけれども定期券までは、という方が仮に居られるとしたら、分かりませんが。

教育委員

そういう保護者の方も居らっしゃいます。

教育委員

居られるとしたら、そこには2 kmを取り払ってあげないといけないだろうなと思います。

教育委員

西小の場合しか分かりませんが、基本的に朝は回数券を使うんだけど、夕方は陸上練習とかスポ少があったりして、帰りはなかなか乗れない、バスに乗れる時もあるけれど、結局遅くなるので迎えに行く事があるから定期券は購入しない、という方が結構いらっちゃって、回数券を買われている方が割と居られるかなという印象はあります。特に中学年くらいからスポ少にも入れますので、スポ少に入ると、始まるまでの時間は学校に居場所があるので、少しの時間なら宿題して待っていても良いですよと学校側が言ってくさっていますので、スポ少の時間まではそこで待機するという事です。

ですので登校は集団で登校しますから、定期ではなくて回数券を買ってバスに乗っていると。朝は毎日乗るけれども、帰りは乗れる時と乗れない時があるという事で、多分、回数券という方が結構いらっしゃるのかなという印象を持っています。もしも2 kmを超えても出る事になれば、多分それはとても補助になるのではないかなとは思っています。

教育長

今、ご意見が2 つ出ておりますが、私も少し言わせてもらおうと、この6,900,000 円は今の実績で試算した金額ですかということです。もし仮に定期券であれば、全額支給の下欄になるという事で良いのか、再確認ですけど、その辺りを含めてお願いします。

事務局

6,900,000 円は現在の利用状況、補助金の申請状況を踏まえて、東小学校、南小学校の2 km圏内の方は全て定期券を購入されるという想定で試算したものです。

定期券無償配布はバスの通学範囲の方全てが定期券を使われた場合というような試算になります。

教育長

そうすると先ほど言われた、皆が定期券を買って9,000,000 円いるということになりませんか。帰りは、自家用車であるとか、スポ少に行くことを考えると、そこは補助しませんから、この差額が2,100,000 円しかないと言いますか、それで済むという考え方も出来ますよね。

教育委員

これはもっと9,000,000 円に近づくといいと思います。ふたを開ければ、現行では回数券であれば補助は出ないけれども、定期券であれば補助が出るという事であれば定期券となりはしないかなと思います。

教育長

100%補助ですからね。

教育委員

なると思います。路線バスを利用するのであれば買ってあげて。先ほど言われた協議とは財政との協議ですか。16 円/kmや2 km控除の話で協議と言わ

れましたが。

事務局 町長と財政を含めた協議です。

また、先ほど委員さんが申された、今の申請状況で積算していますが、先ほどの全額が補助になるのであれば、片道回数券の方も定期券を買われて、申請をされる方もおられるかもしれません。

教育委員 そうですね。

教育長 限りなく 9,000,000 円に近い数字になりますよね。

教育委員 始めからうちは絶対に車で送り迎えますという家庭は買われなくてしょうけれども、ちょいちょい回数券をとる家庭は、手を上げれば定期券が貰えるのであれば手を上げられると思います。

教育委員 真ん中の 6,900,000 円の中には、西小の場合も今現在 2km を超えて通学している人も入っているのでしょうか。東と南だけではなくて。

事務局 入っています。

教育委員 この中では 6,900,000 円が 1 番よく動く数字だと思いますが、これが 9,000,000 円に限りなく近づいても、財政的には大丈夫ですか。

事務局 小学生分については、大丈夫なのではという感触を持っておりますけれども、中学生につきましては、現在、定期券購入として申請しておられる方が 1 人も居られません。そこの方々皆さんが定期券を購入されると、試算では合計 21,000,000 円くらいです。

教育委員 そうですね、跳ね上がってしまうわけですか。

教育委員 ちなみに中学生は大人と一緒にの料金なので、山田から乗っても 190 円なんです。小学生は 100 円なので。

教育長 単純に倍になってしまいますからね、小学生の。

教育委員 そうなんです。だからちょっと定期券はという方もいらっしゃいます。今聞いていて思った事は、ここにも何人乗るという試算をされていますが、中学生は通常は自転車通学ですが、冬期の積雪の場合は路線バスの利用がかなり増えると思います。以前、豪雪の影響でバスが 1 台動かないという状況もあり、ずっとバス停で待っていたというような事もありました。そのような状況があるのであれば、いくら増便しても、特に朝便は中学生も一緒に乗れるのかどうかという所まで確認されたかどうかをお聞きしたいと思います。話が試算から離れますが、すみません。

教育長 今の話は冬季間の、非常に混む事を想定して考えているかというお話ですがいかがですか。

事務局 この積算には中学生の人数は入っていません。試算をしてみないといけなかなというように思います。

教育長 今は中学生は 0 だと、小学生しか乗らないという想定でバスダイヤを考えているという事ですね。その点をもう少し中学校の状況を聞きながら、聞くくらいしかできないのですが、どれくらい冬期に中学生が乗車するのかを加味して、ダイヤは試算してもらった方が良いのかなと思います。

教育委員 路線バスではなくて、直営のスクールバスの事でお聞きしたいのですが、経費が 11,600,000 円ですね。これは燃料費とか色々あるでしょうけど、運転手さんはどのような感じで見積もりをしておられますか。例えば朝と夕方との拘束という事になるのか、1 日拘束させるのか、その辺りはどうでしょうか。

事務局 直営の場合の経費につきましては、現在も町のマイクロバス、教育支援バスを運転しておられる方々の単価で計算しておりまして、実際に動く時間は（話の途中）

教育委員 要は時給だという事ですね。例えばこれをするとならば、新たに 1 人雇用するという事ですか。



事務局  
教育長  
事務局  
教育委員  
教育長

新たに運転手を確保しないといけません。  
マイクロバスを4台運行する訳ですよ。  
それと中型バスです。  
それが朝夕だけ拘束されるのであれば、ちょっと厳しいですね。  
それで運転手が6人必要という事ですから。単純に朝晩だけ都合の良い時間だけ運転してくれる人が居るかという話です。しかも6人ですから。町マイクロ運行の実情を言いますと、運転手さん3人で運行しているのですが、本来は4人登録していただきたいというところでした。それでも何とか運行しているんですけども、それでも頼んで何とか繋ぎ止めているという状況です。結局、毎日運転業務がある訳ではなくて、歩合制ですし、距離を走ったり、拘束時間が無いと、両方でやっていますから、走行距離で幾ら、時間が幾らという事です。ですから走行していない休憩時間はあまり換算されないという事です。全くではないですが。そこは運転業務ではないということになりますので。運転手さんからすると、拘束されているのになど感じておられる方も無い事は無いです。ですから結構ボランティア的な考え方を持っていたかないと、町のマイクロですから務まらないという事はあります。普通からすれば、もっと高くなるかもしれません、拘束時間も。

教育委員

校時終わりの時間も違うので、同じ路線も帰りの場合は2回とか行くような事も想定される訳ですか。

事務局

スクールバスの導入を検討する際に想定したのは、下校については3往復を考えています。3往復する時に、往復の時間がそれぞれの谷で違いますので、今の路線バス程の間隔では走れない路線も出てくるように考えています。

教育長

補足すると2ページのところの校時終了時間が決まっていますので、結局これに合わせて同じ路線をスタートさせるというイメージで理解していただくと、30分もしないうちに次の便が出なければいけないとなると、それだけ雇わなくてはならないという事です。たぶんこの中学年と高学年の間を埋めるには、3台が2つ要するという事で6人という事で良いでしょうか。

事務局

考えていたのは時間ではなくて、方面ずつに1台ずつ走るためには6台要するという試算での話です。3方面からその先が2つに分かれますので、6方面に一気に行くという事です。

教育長  
事務局

そうすると中学年と高学年のところは待つという発想ですか。  
往復の時間の計算をした時のダイヤは、組んでみないと分かりませんが、少々待っていただくことになると思います。

教育長  
事務局  
教育委員

なので中学年が高学年の時間まで待つという発想ですか。  
はい。  
路線バスでも結局3年生から6年生までは、こっちの2つの谷に対しては待たないといけないですからね。

教育長

ただ、私がもう1つ気になったのは、定期券だけにしてしまうと、バスが運行していないところまでの距離がある保護者もいらっしゃいます。例えば福山は上西谷までしかバスが運行しませんので空白区間なんです。南小に行くには南小まで送迎されるし、今も中学校まで送迎されています。この理屈で言うと上西谷までの区間は16円/kmでみてあげて、さらにバス定期券を支給のような話になり、そういう方にとっては現金でも良いと思われるかもしれませんが、そういうケースが数件あると思いますし、小鹿でいくと、今いくらか払っているのは、たぶん西小鹿と井土くらいですかね。

事務局  
教育長

井土くらいです。  
井土だけですか。井土は集落から岩本まではバス路線ではないという事で、制度としては16円/kmを残しておかないと、そういう人達が救われない

という事があります。おっしゃるとおり原則は、定期券購入費全額補助という事にして、それ以外の特殊な場合は16円/kmも適用するという上乗せというのはあるかもしれません。

教育委員  
教育長

2kmは出されないというところがついていますよね、この試算は。

今はそうです。けれども限りなく9,000,000円に近づくけれども、9,000,000円にはならないだろうという事でいくのであれば。

もう1つは時限立法という方法もあり、統合の初年度ですから手厚くしましょう、例えば5年間程度は在校生には手立てしましょうという時限立法もあるかもしれません。その後は従来の制度に戻すのか、定期券は全額で、2kmを控除し、16円/km出しましょうという2段構えも取れない事はないと思います。

教育委員

それは本当に取れない事はないというのは、実際に制度としてやれば大丈夫という事ですか。

教育長

制度として認められれば。今のこのテーブルの上で考える方法論としてはあります。それは財政や町長の了解をとって町長が補助金の支給者というか、交付者になりますから、町長が認めていただければ可能ですよね。

教育委員

統合して今の在校生が卒業するまでは2km圏内も16円/km入りますよと、そういう事が出来る可能性もありますよという事です。制度として組み立てれば。

教育長

ただし、統合から5・6年は、特別措置を設けるということを附則にも記載しておけば、その期間が過ぎると本来の制度に戻りますから、条文のままであれば従来に戻るといふ、そういうやり方も出来ない事はないとは思っています。

今のご意見を聞くと、なんとなく未来永劫続けるには切ないところもあり、今の統合の期間というのも1つの方法ではないかなと思いますし、やはり未来永劫やる方が良くというご意見でしたら、それはそれとしてあろうかと思えます。

教育委員

例えば今言われた時限立法は、統合後の5年間はそうだけれども、その5年間を経過すればまた考える、というような事も盛り込めるという事ですか。

教育長

考えると言いますか、今提案しているのは附則の中に記載してしまうと期間が過ぎてしまえば失効する訳です。今、言われるのは、この定期券を支給するというような要綱を策定し、これはいつまでですと記載しておいて、その後、期限が切れたから新しい制度をもう1回作りましょうというやり方なんです。そうするともうひと手間、ここでまた話をする機会は出来ますけれども。

教育委員

とりあえず、統合後の5年間か何年間かは分かりませんが、今の在校生が卒業するまでは、その2番のやり方で定期券を買えば全額補助だけれども、それ以外の人に対しては、2km圏域を外して16円/km出すというように出来ないかなと思います。最初からそれを要望しているんですけども。

教育長

要は徒歩ではない方については全額支給ということですね。定期券であろうと16円/kmであろうと。

教育委員

そうです。バス通学に関して、ずっとそれは言い続けていると思います。

教育長

他の委員さんもそういう考えですよ。

教育委員

そうです。

教育長

その点は他の委員さんはいかがでしょう。2km控除を外すという事についてです。

教育委員

良いと思います。たしかに教育長がおっしゃったように、時限立法というのは1つの手かなと思いますし、それを含めてです。

教育長  
教育委員 彼の委員さんはどうでしょうか。

良いですけれども、今の西小の子どもは通う校舎が変わらないのにどう感じるのかなという事が少しあります。ありがたい事ですが。ですから、するのであれば今の在校生が卒業するまで、というくらいが良いのかなという気がします。

教育長 それと、もう1つ私の方から投げかけたいのは中学生との絡みです。先ほど少し話の中でありましたが、もし時限立法とした時に中学生にもそれを適用するのか。中学生にも適用するのなら、時限立法というのはおかしな話になります。何の関係もない、たまたまその時に中学校に居た生徒は得をしたというような話になるので、その辺りもひと手間、何か工夫が必要かなと思います。その辺りご意見がありましたら、お聞かせ願えないでしょうか。

教育委員 それで考えると時限立法ではない方が。とにかく三朝の子どもはこのようにして通学するんだと。最高9,000,000円ですよ、今考えると。

教育委員 小学生だけです。

教育委員 小学生だけです。それは他町村から見れば安いのではないかと思います。どうですか。スクールバスを運行している自治体から考えると。

教育長 それは比較が難しいです。財政規模との比較もあつたりしますから。

教育委員 だから、私としては9,000,000円まではいかないという事で、ぜひ真ん中の、時限立法ではなくて、恒久的な制度とできたら良いだろうなと思います。後は財政との話ですが。

教育委員 今、言われているのは、小学生に対してだけという事ですか。

教育委員 今のところはそうです。

教育長 今の言われる事を整理すると、現行は小・中学生の通学費補助という要綱で一括りにしていますので、という事になると小学生と中学生の要綱を分ける必要があります。中学生の要綱は従来どおりで、小学生は統合に伴う特別措置かどうかは分かりませんが、未来永劫続くのであれば、小学生については手厚くしますよという事にするのが1つの案と、小学生と中学生を分けておいて、時限立法にしておくというのも1つの手という事なところでしょうか。中学生はとりあえずこの場合、従来の方のままで行きましようという事です。

教育委員 これまでどおりで、小学生から中学校に上がった時には、今の中学校と同じようになるという事で、財政工面ができれば全部お願いしたいですけれども、そこは何回も言いますが財政との話かなと思います。

多分、スクールバスの色々な条件が最初の1番から出てきましたが、ローカルバスの事も考えれば無理ですよ、お金の事も考えれば。そうすると路線バス利用とすれば真ん中で。やはり心情的に、統合してお金を余分に払うのか、というのは絶対に避けたいですし、そうすると2番が9,000,000円近くになるかもしれませんが、お願いできたらなと思います。

教育長 6,900,000円の方で2km控除を全部取るという事ですね。2km控除を取ると6,900,000円より少し、今の試算では高くなるんですよ。

事務局 なります。

少し確認させてください。定期券有り無しは別にして、時限立法で2kmの部分も全て補助するという事でよろしいでしょうか。定期券購入は今のところの案としては全額ですが、購入しない方も2km控除については、本来であれば未来永劫が良いと思いますが、定期券を購入されない部分だけを時限立法という事でしょうか。

教育長 今、意見が分かれているんです。先ほどの委員さんは西小学校に通学している人については今のままだと。それが保護者にとって良くなる事は良いけれど、どうかと思うという発言をされました。他の委員さんは、この統合に

際して不利益を被るという想いを持たせてはならないので、自家用車で送迎しようと、定期券を購入しようとすべて2km控除をしないで、16円/kmでも定期券代でも補助した方が良いと。ただし時限立法であれば時限立法でも構わないけれども、私としては未来永劫続けられるものなら続けてほしいという事ですよ。

教育委員  
教育長  
教育委員

そうです、後は財政との話だと思いますので。

そんなところでよろしいでしょうか。

今西小の話が出ましたが、西小学校も対象で良いと思います。当面は西小の児童も窮屈と言いますか、戸惑ったりするだろうと思いますから。ただ中学校との関係もありますから、在校生が居なくなれば元の姿に戻す方が良いのかなと思います。

教育長

そういう意味では統合特例で向かった方が、そこはこれからの三朝町の財政状況を加味したり、色々な補助事業を取り入れたり交付金等を取り入れて、回せるようであれば回してくださいと。どうしても無理であれば時限立法にしておいて、元の制度に戻る事も仕方がないかなと。ただ今の子ども達、保護者達が統合によって不利益が無いような状態を作ってあげたい、という事でまとめさせてもらって良いですか。事務局それで理解されましたか。

教育委員

1番の希望は期限を設けずに2km控除せずに16円/km出してください、出来る限り。どうしても無理な場合は、特例という形でもっていくというのはどうですかという事が教育委員会の希望ですという事ですよ。

教育長  
事務局  
教育長

2km控除はしないでという事ですよ。

2km以遠の方々に対してですよ。

結局、徒歩通学を除いたところの人達は全部補助しましょう、その方法としては16円/kmでも定期券でも。ただし財政が許すのであれば、中学校は従来どおりですが、小学校は未来永劫続けてやってください、というのが教育委員会の思いですけれども、どうしてもしょうがないのであれば譲歩して、時限立法で在校生が居る限りはやってほしい。けれど新入生をどうするかという問題もあります。そこで同じ学校に通っている子で2種類を作ってしまう事になるのか、新入生も同じ制度で設けたという事で済ませてしまうかという事はありますが、そこは財政との協議で、事務局で検討して、もう少し具体化してもらいましょうか。

教育委員

今最後に言われた事で、例えば5年間の期限を設けないと財政が破綻するという事であれば5年間なんだけれども、その5年間は、そこに在校している子に対しては皆補助するという事ですよ。そうですよね。

教育長

そうです。ですが、今の統合の影響を被った児童や保護者を助けるというだけに限定すると、新入生が入った時には関係ないよという議論も生まれると。けれどそこは良しとしましょうという言い方もありますが、そうすると先ほど委員が言われたように未来永劫続けた方が、不都合はないという事です。

教育委員  
教育長

それは期限を設けないのが1番良いけれども、三朝町の財政の事です。

そこは財政に確認してみて、未来永劫続いたらそういう方法、続く限りしましょうという事であれば、そういう方法で向かっていただくというのを第1にして、どうしても続ける事が困難だと財政見通しのうえでは、時限立法でもやむなしという結論。変な議論が出てくるのは、あまり強く統合だからと言って、統合で影響を被った人だけを救済するみたいな事を強く言い過ぎてしまうと、第1子が入学した時はそうではない、と言いう事が議論としては出てしまうので、その辺りを少し考えていただければと思います。

事務局

財政と町長も含めて話をした中では、やはり定期券を買うというのは家庭の負担になるので、それは当然無料にするべきであろうという話がありました

た。ただ定期券を買わずに、倉吉に通勤する途中で、先ほどの回数券という話があり、回数券の方がタダであれば定期券を買おうか、と言ってそちらに流れるのは良いのですけれども、倉吉に通勤がてら送迎される方にまで、16円/kmを補助するのはどうかという考えもあった事だけは報告をさせていただこうと思います。

教育長  
事務局  
教育委員

報告してどう変わりますか、出来ないという話をしているんですか。

これからまた財政と調整するんですが。

うちは倉吉で働いているから帰りに迎えて帰ります、バスはいいですよと言われる人は、それはその家の事で、バスの方が危ないという事でしょうか。

教育委員

西小は今は完全に集団登校なんです。東小とか集団登校かどうかと言えば、1人で乗ってくるとかいう場合もあるので、集団ではないですよ。だからそこでの場合にどうなるのか。今、東小まで自家用車で送られている方はどうなのかとしたときに、例えば中学生は現行制度のままということになると、中学生が上にいる場合は一緒に送ったら良いという発想にもなると思いますが、それは致し方ないのかなと思います。中学生には出ない訳ですから。ずっとというのは難しいとしても、限定で例えば5年間とか6年間はそういう事に目をつむっても、やはり統合して皆は不便とかそういう通学面だけではなくて、中身に対してもとても色々な想いを持っている訳で、自分の母校が無くなるという想いが南にしても東にしてもある訳で、やはりその子達の思いに私達も気持ちを寄せるべきだと思います。細かい事は、例えば送るであれば補助しなくてもいいという想いはあるかもしれないけれども、やはり同じ三朝町民として皆で子どもを育てようとしたときに、その子ども達に寄り添うという事も必要なのかな、という事は費用面の援助という事も、それも1つの寄り添う形なのかなと考えた時に、町長に強く押しさせていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

教育長

私も教育委員会として方針を決めたのだから、それを町長に向けて要望するという事です。町長が何を思われようと、は教育委員会の考えはこうまとめましたので、後は判断をお願いしますという事で良いのだと思います。

教育委員

先ほど町によって財政規模が違うという話も出ましたが、だいたい何処の学校も2kmを超えた時点でバスは確保という事をやっていますから、スクールバスも例えば2kmで決めていますから、是非そこは、極端に言えば時限立法ではない方が良いなと思います。その時にまた揉めるのではないかなと思いますので。

教育長

そういうところで、とりあえず結論めいたものが出来ましたので、事務局の方でまた成案にまとめていただいて、必要な協議は財政なりと行っていただいて、裏をおさえていただきながら、まとめていただきたいと思います。

教育委員

私が今言った事も考えていただくという事でよろしいですよ。中学生が冬季には乗るだろうという事です。

教育長

はい、もちろんです。

教育委員

それともう1つ良いですか。4ページの1、2年のところ、備考のところ片柴までの17人は分かれて乗車と書いてありますが、どういう意味なのかを教えてください。

事務局

片柴まで17名、1、2年生が乗られますけども、半分半分として乗った場合の想定される乗車人数という事でございます。

教育委員

この15と17という事ですか。

事務局

15と13です。

教育委員

でも1年と2年というのは多少終わる時間が違うので、2ページに書いてある時刻、とりあえず西小に聞いての時間ですよ。

事務局

学校に確認しての時間です。

- 教育委員 多分、1年と2年で下校する時間が今もどう考えても違うので、たぶん学年によって違うという方が良いのかなと、書き方が少しどうかと思って聞いてみました。
- 教育長 そうですね。今おっしゃったのは1、2年の4ページの表ですよ。神倉と三徳山のところに、15と13と書いてあって28、それで片柴までが17、分かれて乗車という意味がよく分からない、という話ですから、ここの書き方をちゃんと分けて書くなり、想定ではなくて1年と2年に分けて、便宜上1年と2年で乗ったとすると、早くなれば前の便に乗りますし、すこし曖昧な書き方ですから。
- 教育委員 結局、神倉行きには15人乗る、三徳山行きには13人乗る、片柴で降りてしまうのは17人だけれども、それは15と13に半分ずつ乗ったと想定して分かれているという事ですね。
- 教育長 それは学年とか何とかは分かれていますか。
- 事務局 1、2年生を1つの単位として考えています。
- 教育長 そうですね。そうすると今言われたのは1年が終わる時間と2年が下校する時間にバラツキがあるから、学年で分けた方が良いんじゃないですか。行き場所で分けてないという事です。次に示される時はそういう事を配慮して示してください。
- 教育委員 現場の方からすると、例えば中小研とか参観日で5時間目をやって一斉下校する場合もあるじゃないですか。そういう時はこのままではいけないけれども、バスの増便というのはたぶん無理だと思います。そうすると結局、学校でどこかに集めて、児童クラブへも行けないとなると、現場からすれば、それでも誰か2、3人で、学年代表が集まって見ようというような話になると思います。色々なケースがあり、私もバスの時間割を組んだ事がありますが、本当に大変です。これだけでも大変な労力だと思いますが、バスに乗せるという事も大変な事が沢山出ると思います。その時に支援員のようなものを付けてもらうとか、その放課後に関してですが。このままであれば担任が学年団で手分けをして見ようという話になりはしないかと思います。勝手に教室で自習と言っても、何かあったらどうするのかという事があると思います。そっちの方の人的配慮をお願いしたいと思います。バスはもう、これ以上、増便という事にはなりませんよね。スクールバスであればいけるのでしようけれども。
- 教育委員 話は変わりますが、例えば今、特に冬になると真っ暗になるじゃないですか、4時半とかという。その時に役場前のバス停が暗くて、中学生も待っていますが凄く暗いなと思いますので、あの辺の配慮というか、不審者対策としても、やはりバス停で待つ人数も増えるので、その辺の配慮をいただければと思います。学校の中の事は学校が一生懸命考えてくださると思いますが、そういうところの配慮というのも、やはり必要なのかなと思います。バス停で時々トラブルが発生しますので、低学年が待っていたりすると。高学年でも暗くなった時に不審者に声をかけられたりとかという事もありますので、すこしバス停の辺りの外灯を1つ多めに付けて、車が通ると見えるくらいの明るさにしていただくと、そういうトラブルや事故も起こりにくくなるのかなと思いますので、その辺の配慮もお願いできればと思います。
- 教育長 通学方法と言えば通学方法ですが、子ども達の見守り活動と、次に予定している放課後児童対策の関連でしょうか。下校の時に送って行く、それでバスが来るまでそこで見送っていただけのかどうか、その辺の詰めもありますが、支援する方が児童に付き添っていただけると、随分変わります。
- 教育委員 役場自体も駐車場は暗いですよね。中学生が特に一斉に帰ってきた時に事故になりそうな場面もありますから。小学生もこの時期は同じような時間に

帰るので、何かその辺の工夫というのをしていただくと、ありがたいなと思います。前から思っていた事です、やはり人数が増えるという事もありますし、行政で出来る事というものがあれば、電灯を1つ増やしていただくか、そういう事をしていただだけでも変わるのではないかなと思います。やはりほとんどが役場前のバス停を使うので、その配慮というか、前から本当に思っていたのですが、何回も言わせていただいていると思いますけど、そういうところの配慮というものも、待ちやすく事故が起りにくいという事も考えないといけないのかなと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

事務局  
教育長

今のバス停の位置に明かりをといる事ですか。

周辺という事です。駐車場に入ってくる車も出る車もありますので、図書館の前から全部明るくという事です。昔は真ん中に照明があったのですが無くなってしまったので。今はオレンジか何かのものが歩道側に2つあるくらいになっていますから。

教育長

ではそれは役場総務課と、建設水道課というより総務課との協議になるかと思えます。予定している時間があと15分程で、次のどこまで話が出来ますか。

事務局

提案だけでしょうか。

小学校統合にかかる放課後児童対策について

教育長

提案だけしてご意見をいただいてという程度になり、深い議論ができそうにないですが、次の小学校統合にかかる放課後児童対策についてに入らせていただきます。事務局説明をお願いします。

事務局

小学校統合にかかる放課後児童対策についてでございます。

今年9月にアンケート調査を実施させていただいております。また、先般、今後の放課後児童のあり方という事で、事務局のたたき台を教育委員の皆さんにご提示させていただいておりますが、統合によって通学の時間ですとか、児童の安全面から新校舎の敷地内もしくは、隣接地に新しい施設を望む声が多くアンケートでは寄せられましたが、やはり現状では来年4月に新施設の設置というのは困難でありますので、施設整備までの当面の間、西小クラブについては直営での運営を維持する。東小の学童クラブについては、当面の間、従来の三徳センターで学童クラブを実施し、三徳地域協議会へ運営委託を行う。南小学童クラブについても、当面の間、現在の竹田公民館で学童クラブを運営し、竹田地域協議会へ運営の委託を行うという方針で進めて参りたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。

教育長

教育委員会事務局の考え方としてこういう事にまとめました。今、説明があった考え方でいかがでしょうか。ご意見なり質問があれば、沢山は議論できませんけれどもお願いしたいと思います。

教育委員

この方法でないと西小の放課後学童クラブはあまりにも狭いので、今のところは、これしかないのかなと思います。

教育長

当面はこれで運営していくけれども、早急に新施設を整備してほしいということですね。

教育委員

早急に整備することが大事だと思います。担当者等をまとめて。

教育長

校舎もそうですし、学童クラブの建物についてもそうですし、それについては教育委員会から強い意見だという事で、町長にもお願いするという事で向かうと、いうことでよろしいでしょうか。

教育委員

これは例えば、東の子どもが西の所に行きたいというのは構わないですよ。ね。

教育長

どうですか、事務局。

事務局

希望調査といいますか、入所受付が2月頃から始まりますが、そういった

ケースもあるかと思えます。ただ今秋のアンケートからいたしますと、今の西小の施設的环境からすれば、やはり学童は今までの東の学童を使いたいという保護者の意見が多くありましたので、そちらを希望されると思います。先ほどの説明資料に、移行期間と目指すべき姿を掲載しております。当面の間は現在の東小、それから南小の学童クラブを地域協議会で開設いただいて、そこに確実に路線バスで送るという事で、先ほどございましたけれども、下校支援の人員を配置して確実にバスに乗せていただいて、下車時は地域協議会の指導員の方にバス停までお迎えをいただいて、それから学童に行くというような形が取ればと考えております。

教育委員

この来年4月からの1年間というのは、多分、それぞれの今行っている児童クラブに行きたいなという希望はあるかもしれませんが、1年経った時に、仲良くなったから西の学童に行きたいという2年目以降の対策として、どういう事を考えられているのかという事をお聞きしたいです。

事務局

全員が集まると想定した場合には、やはり施設的に狭いというような事がありますので、学校建設と並行して学童施設の事についても、検討していかねばならないという事が1つ。もう1つは、中学校の寄宿舎を活用するような事も考えているところでございますが、直営で検討した場合、やはり支援員さんの確保というものがかなり難しい状態にありますので、今後、支援員の確保または民間もしくは、他の地域協議会の方でも、そこでの運営が出来るかも含めて協議していかなくてはいけないというように考えているところです。

教育委員

具体的に何処ということは、中学校の寄宿舎を使用するという事を念頭に置かれているというか、多分、2年目以降というのはかなり変動があるのではないかなと予想されるので、新施設の整備が具体化するまではそこに居てくださいという訳にはいかないと思いますので、早急に使うのであればどういう活用をするのか、どういう改修が必要なのか、今言われた民間にどのように委託してどのように運営をするのかという事を検討していかねばいけないと思います。

教育長

今、西の学童は小学校の寄宿舎の1階部分だけで運営しています。中学校の寄宿舎があるので、それを使って広さだけは確保しようという話と、そもそも論としては、新しい学童クラブを造ろうという話という事です。

教育委員

新しい校舎建設が進めば、それまでの間、2年目以降、1年目は多分、アンケート結果のように、それぞれの今行っている児童クラブに行きたいという希望が多いと思いますが、2年目以降の事について今お聞きしています。

そういうような事も想定していないと、来年4月からは現在の施設でいけるかもしれませんが、仲良くなるとやっぱり一緒の方が良い、迎えに行くのも西の方が良いと言われる方も、徐々に増えてくるのではないかという事は、予想されますので、その時に慌てるのではなくて、新施設が建つのはもちろんの事です。もちろんそこを目指しているのは分かっていますが、それまでの対策として、今言われたように寄宿舎を使うのであれば、どういう使い方をするのか、あのままではなかなか使いにくいなというように思いますので、汚いですし、広場の食堂になっている所を使うのかなと思いますが、その辺りの事をお聞きしたかったのです。

教育長

その事を含めてキャパシティが狭くて、収容する人数が入るようにして、改修してでもやるという事を考えていくと。ただスピード感を持ってよという事です。ですので統合して、1学期中くらいには一定の青写真みたいなものを作ってしまわないと、間に合わなくなってしまう。改修工事も出来なくなってしまうので、そのスピード感の話と想定という事です。

教育委員

伝わってなかったでしょうか、そのような事を考えておられると言われた



事務局長 教育長

事務局長 教育長

教育委員

教育委員

教育長

教育委員

教育長 教育委員

教育長

教育委員 教育長

教育委員

教育長 教育委員 教育長 各教育委員 教育長

事務局

ので、それを早くしていただくと、という事が伝わりませんでしたか。

伝わっています。

事務局の話もそういう事を言ったように感じましたが、言葉が足りなかつともあり、改修してでも良い状況を作ろうという思いはあるという事だと思えます。

分かりました。ですからそれをもっとスピード感を持ってやっていただくと助かりますという事を付け加えました。

やはり財政が絡んでくると思いますが、現施設の改修よりも、新施設をとという事が出てくると思えます。やはりこの事務局案ですが、私はこれが良いと思えます。当面は西、南、東に分かれて、将来的には一緒に、その時は西も東も南も無いのですが、皆ここに行きたいなと思えますが、でも今は我慢しよう、旧西小の所は西小が行ってという事も1つの手かなと思えます。そこにお金を使ってするのであれば、通学費に回してほしいと個人的には思えます。ですからこの案が良いかなと思えます。できればそれは、お金がいくらでもあれば良い物をしておいてほしいですけれども、と思えます。

入所希望の際に意見も聞いてみましょう。保護者の考え方も含めて。案としては作っておいて、ご意見を聞かないと、やってみただけで元のままだったという事もあり得ますし、とてつもなく多くて収容できない人数になるかもしれませんし、そこは未知数ですから、とりあえずプランとしては、1つの拡張のプランは持っておきながら、実際のニーズ調査を1学期のうちにするとか、学期の始めにするとか、並行しながらやらないといけません。

その時には、私は相談を受けているのですが、指導員さんもかなり疲弊している状態があります。人数が増え過ぎた時に子どもたちを抑えることができるのか、実際に危機管理の講習会をした時など、そこが大変だと言われます。静かにしなさいと言っても、1分経っても静かにできない子も沢山いますので、ここがという事ではありませんが、広ささえあれば良いという訳ではないので、人員確保の事もありますし。

質の問題の話ですね。

質というよりも、指導者は大変です。そういった事を色々な所から聞いてきますので。

一方で心配しているのは、子どもが多くなればなるほど管理し難くなって、指導者の人が雇用を希望しなくなり、辞めてしまわれるのですよね。

そうです。

小規模のグループですと抑制といいますか管理できるといいますか、楽しくできるのですが、大人数になったとたん大変そうです。

それはやはり、危機管理の研修会でも話をしていますが、放課後は子どもが変わるんです。学校の時と児童クラブの時と豹変する子もいます。本当に考えている以上に大変なので、もしそのようなクッションのようなものを作るのであれば、人員配置、人員選定の事も含めてしていかないとイケないと思えます。

人によって結構変わりますからね。

ですから私はこれが良いかなと思えました。

ありがとうございます。他はどうでしょうか。

(意見等なし)

そうしますと、以上で今日の臨時会は終了とさせていただきます、まだご意見がございましたら、次の定例会の時にでも、その他のところか、協議に入れても良いですし、統合に関する協議という事でさせていただければと思えます。

1つ、その他でよろしいですか。

今の事務局の考え方を少し整理させていただきますけれども、保護者の方々に路線バスを活用する方向でという事と、補助については、これからもう少し詰めますけれども、定期券の全額補助までは一応確認がとれていますので、そういう話、ただし、まだ調整が必要だというような事を、説明させていただいてよろしいでしょうか。保護者の方々に。

教育長

定期券を購入された方については全額補助する、というところまで固めましたという情報ですよね。

事務局

そうです。

教育長

とても保護者の方の気になる場所ですから、少しでも早く基本線を。

教育委員

ですから2点が決まった、これから路線バスを使って、通学法は路線バスで、定期券を買った場合は全額補助しますという事、の2点を報告するという事ですね。

事務局

もう1つ学童の、当面は3施設でというところでの話を考えています。

教育長

通学の補助と、通学方法と、学童の事と3点ですかね。

教育委員

それは強制するものではないという事ですよ。3施設を使うけれども、東は東に行かないといけないという事ではないという事ですよ。3施設を開いてするという事で、3か所で学童クラブを開くという事で理解しておいてよろしいですよ。分かりました。

教育長

それで2月の入所希望受付の時に要望調査をしますよね、従来のスケジュールでいくと。

教育委員

2月ですね。

教育長

他はよろしいですか。

各教育委員

(意見等なし)

## 8 閉会

教育長

ありがとうございました。以上で平成30年第11回三朝町教育委員会臨時会を閉会させていただきます。

午後5時55分

次回は第12回定例会を、平成30年12月21日(金)午前9時30分から三朝町役場第3会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。